

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生保第89号
令和4年7月7日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）が令和4年7月1日に公布され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部が改正されることとなったところ、改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の内容

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して同項第2号に規定する罪以外の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないことを規定し、銃刀法施行令第12条第2項各号において対象犯罪が列挙されているところ、対象犯罪として、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）第20条（同法第13条第6項に係る部分に限る。）に規定する罪が新たに追加された。（別添1：官報の写し。別添2：新旧対照条文）

2 施行期日

改正法施行の日（令和4年7月12日）から施行することとされた。

担当：生活保安課
営業・危険物係